

平成29年11月24日
大 阪 税 関

関係者各位

年末年始における税関業務のお知らせ

税関官署において事務を取り扱う時間については、「大阪税関における税関官署の開庁時間について」（平成29年6月30日掲示第29号）により公示しているところですが、年末年始期間中（平成29年12月29日（金）から平成30年1月3日（水）まで）の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1. 監視関係業務

本関	監視部取締通関部門において業務を行います。（終日）
関西空港税関支署	取締部門及び旅具通関部門において業務を行います。（終日）
その他の官署	全日閉庁します。 ただし、御要望がございましたら、12月28日（木）17時まで に各官署にお問い合わせ下さい。

2. 通関関係業務及び保税関係業務

南港出張所	特別通関部門において業務を行います。 （8時30分から17時15分まで。ただし、1月1日（月）を除 きます。）
関西空港税関支署	特別通関部門において業務を行います。（終日）
その他の官署	全日閉庁します。

※年末年始期間中に輸出入申告（一般申告）を行う予定がございましたら、12月28日（木）17時までに申告予定官署にお問い合わせ下さい。また、年末年始期間中に自由化申告を行う際は、蔵置官署に対しても、閉庁時間の検査対応等について事前にご相談下さい。

なお、年末年始期間中において、南港出張所及び関西空港税関支署に対し、通関関係業務及び保税関係業務に関する緊急の用件があるときには、下記までお問い合わせ下さい。

- ・南港出張所 特別通関部門（Tel. 06-6614-5308）
- ・関西空港税関支署 特別通関部門（Tel. 072-455-1718）